

令和5年おおいた冬の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、冬季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくもの。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

(1) 実施期間

令和5年12月6日（水）～同年12月12日（火）までの7日間

(2) 一斉行動（街頭啓発）日

12月6日（水）、12月12日（火） 早朝または夕刻における街頭啓発日

(3) 開始式・出発式

12月6日（水）

(4) 飲酒運転根絶キャンペーン

12月1日（金）～12月20日（水）

※ 12月8日（金）飲酒運転根絶フェア（於：大分市竹町ドーム広場）

4 運動重点

(1) 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

(2) 横断歩道でのマナーアップ

(3) 自転車等の安全利用の促進

(4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【趣旨】

(1) 県内では、飲酒運転に起因する交通事故が年間20～30件程度発生しており、未だ飲酒運転の根絶に至っていない。年末にかけ、飲酒機会の増加が見込まれることから、飲酒運転抑止対策が必要である。

(2) 県内では、信号のない横断歩道に歩行者がいる時に、一時停止するドライバーの割合が全国平均を下回るなど、ドライバーの歩行者に対する優先意識が低い。

また、歩行者が犠牲になる事故では、その多くが歩行者側にも法令違反が認められる。よって、ドライバー・歩行者双方の交通安全意識の向上が必要である。

(3) 自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して非常に高い。また、自転車関連の事故は、自転車側にも多くの法令違反が認められる。このため、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

(4) 例年、日の入時間と帰宅ラッシュ時間が重なる冬季は、夕暮れ時や夜間に重大交通

事故が多発している。このため、ドライバーと歩行者の双方に対し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける必要がある。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～
 - ・ 地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
 - ・ 飲酒による危険な運転行為を発見したときの、警察官への通報の推進
 - ・ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の運転者等における義務の遵守の徹底
- (2) 横断歩道でのマナーアップの推進
 - ・ 横断歩道において、ドライバーと歩行者の双方が、手を上げる・差し出す、会釈するなど、思いやりや感謝を伝えるアクション（グッドポーズ）を推進
 - ・ 歩行者のドライバーに対する横断の意思表示の徹底
- (3) 自転車等の安全利用の促進
 - ・ 自転車利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導の徹底
 - ・ 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- (4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ・ 歩行者の明るい服装と反射材等の着用の励行
 - ・ 夕暮れ時における早めのライト点灯の励行

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効率的・効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性・実情を最大限に活かし、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して、対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守して体調面も考慮した安全運転を励行させるとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段配慮すること。
- (5) 本運動の実施に当たって、各種感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開すること。